



東京都公立大学法人とひなた緑地遊学会との連携・協力に関する協定書

東京都公立大学法人（以下「甲」という。）とひなた緑地遊学会（以下「乙」という。）とは、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する南大沢キャンパスの松木日向緑地（以下「緑地」という。）において、甲が実施する教育研究に資する事業及びその他の事業に関して、甲及び乙が連携・協力を図るのに必要な事項を定めることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、この協定に基づき、次に掲げる事項について相互に連携・協力するものとする。

- (1) 緑地の保全管理に関すること。
- (2) 緑地の利活用に関すること。
- (3) その他甲乙間において合意した事項に関すること。

（経費等）

第3条 甲は乙に対し、この協定に基づき連携・協力する事業（以下「事業」という。）に伴う経費等については、原則として支給しない。

2 乙は、事業に参加する甲の教職員及び学生に対し、賃金、報償金、交通費等は支給しない。

（活動内容等）

第4条 事業に関する具体的な活動内容、活動日時、活動場所等については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、事業に関する活動期間中において知り得た互いの秘密事項について、当該活動期間中及び活動期間終了後においても、互いに守秘義務を負うものとする。

- 2 甲は、事業に関する活動に参加する甲の教職員及び学生が乙の秘密に関わる事項又は乙の書類を引用して第三者に発表する場合は、あらかじめ乙に承認を得ることとする。
- 3 乙は、事業に関する活動に関する成果を第三者に発表する場合においては、あらかじめ甲に承認を得ることとする。
- 4 甲又は乙が前3項のいずれかに違反したときは、甲又は乙の相手方は、直ちにこの協定を解除することができる。

(活動の中止)

第6条 事業に関する活動の継続が困難になった場合は、甲乙協議のうえ活動を中止する。

(乙の義務)

第7条 乙が事業を行うに当たって、乙は次に掲げる事項について責務を負う。

- (1) 事業実施中に、乙の責めに帰すべき事由により乙の構成員若しくは第三者（甲の学生を含む。）に損害を与える、又は事故等が発生した場合は、自己の責任と費用において対応しなければならない。
- (2) 故意又は過失により甲に損害を与えたときは、甲に対して損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合、乙は事故等の状況を速やかに甲に報告しなければならない。

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、締結日の属する年度末までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙双方とも異議なき場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は内容等に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

(甲)

東京都八王子市南大沢1-1
東京都公立大学法人
理事長 山本 良一



(乙)

東京都府中市入谷4-12-3-501
ひなた緑地遊学会
代表 北木 由

